

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

- No. 1 **市指定記念樹（イヌザクラ）について**
生涯学習課
- No. 2 **水晶山参道（車道）の側溝について**
農林課
- No. 3 **河川清掃・花いっぱい運動等ボランティア活動について**
総務課、生活環境課、建設課
- No. 4 **通学路の草刈りについて**
建設課、教育総務課
- No. 5 **山口西工業団地周辺交通安全の確保及び道路整備に関して**
生活環境課、産業立地室、建設課
- No. 6 **山口なでしこ認定こども園の現在の状況について**
子育て支援課
- No. 7 **獣害対策の状況について**
農林課
- No. 8 **放任農地についてどう考えるか**
都市計画課、農業委員会
- No. 9 **予約制乗合タクシー「ドモス」について**
社会福祉課、生活環境課

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

No.	1	標 題	市指定記念樹（イヌザクラ）について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>指定記念樹であった小原のイヌザクラが枯死し、指定外になったことで、樹木を支えていた鉄製支柱が不要になりました。</p> <p>樹木周辺には畑があり、万が一作業中に支柱が倒壊した場合は、重大事故が起きかねない状況にあります。不要となったものを放置しておく必要もないと思われまますので、安全面から支柱の撤去をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>小原のイヌザクラは、県内でも非常に珍しいイヌザクラの巨木であることから、昭和51年に市の天然記念物に指定され、平成11年度から平成12年度の2か年にかけて、枝を支える支柱の設置や腐朽部分の除去及びウレタン樹脂の充填などを実施し、平成21年度にも、枯れ枝の除去や支柱の移設を行うなど、樹勢の回復を図ってきました。</p> <p>近年、樹勢が急速に衰えたことから、市制施行60周年記念事業で発刊しました『天童市の文化財』に掲載は控えていましたが、現在の時点で、指定の解除には至っていません。</p> <p>このたび、樹木医に診ていただき、枯死しているとの診断結果が出たことから、所有者と相談し、枯れた枝等の伐採と、不要になった支柱の撤去を行いました。今後は、市指定文化財の指定解除に向けて、文化財保護審議会に諮り進めていきます。</p>			

No.	2	標 題	水晶山参道（車道）の側溝について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>水晶山における車道の舗装整備がされてから長年経っていることに加え、側溝の壁が木製丸太で老朽化していることから、今年の5月に川原子三区氏子会（全戸）で参道整備を行っていますが、側溝が狭く、作業が大変やりづらい状況です。</p> <p>また、近年天候不順で大雨が多く側溝がつまり、周辺地区を含め、なんらかの被害が予想されます。</p> <p>水晶山は、山形百名山にも登録されており、コロナ禍においても登山者が増えていきますので、安全面を考え改修工事の検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>水晶山における林道水晶山2号線（延長1,260メートル）は、国庫補助事業にて昭和45年に新設され、その後、林道として県から市に管理移管されています。側溝については、丸太水路、落蓋式側溝及びL形側溝を設置していますが、このうち、7割ほどの区間が丸太側溝です。</p> <p>整備当時は、自然にやさしい木製丸太を多用する考えで施工されましたが、現在では、御提言のとおり、経年劣化により側溝としての機能が低下している状況です。</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

つきましては、参道整備を行ううえで特に作業がやりづらい箇所を挙げていただき、当該箇所の状況確認を行い、地区の皆様と協議しながら対応していきたいと考えます。

No.	3	標 題	河川清掃・花いっぱい運動等ボランティア活動について
所 管 課 等		総務課、生活環境課、建設課	

《市民のこえ》

前年度も、自治会活動や各種団体の役員のなり手不足で、いくつも掛け持ちをしている状態であることと分館の維持管理が難しいことから、市への協力をお願いしました。回答としては、「自治会等の負担を軽減させつつ活性化が図れるような方策を検討していきます。ICT技術の活用による新しい地域コミュニティの形成などについても検討材料のひとつであると考えています。」と記載してあります。

ボランティア活動は色々ありますが、代表としてあげたのが、河川清掃・花いっぱい運動等です。山口地区においても人口減少、高齢化が進み、参加人数が減少しており、従来の感覚で自治会や各種団体に呼びかけるボランティア活動を見直す時期と考えます。河川清掃は、参加者の体への負担がとて大きい作業となっています。花いっぱい運動も、老人クラブはあるが活動していなく、青壮年会、青年団、若妻会、婦人会はすべてありません。そのような中、福社会という任意団体と部落役員で花を植えさせていただきましたが、こういった大変なことを続けていけるのか心配しています。

市から「できる範囲でかまわない」と言われても、作業を中途半端にすることはできないですし、活動できる人員も制限されています。山口地区に限らず、「できる範囲で」という回答は実施団体に大きな負荷となっているのが現状と思われます。

赤十字や歳末助け合いの募金、ゴミ捨てに関しても、これまでのようなボランティア活動をあてにして実施していくのは続かないと思います。

今後のボランティア活動や自治会活動のあり方について、市の考えをお聞かせください。

<回答及び対応状況>

本市においても、少子高齢化が進行しているとともに、人口減少や社会構造の変化により、今までのように、河川清掃や花いっぱい運動等のボランティア活動のような自治会活動を行うことが難しい状況になってきていると思われます。

現在、市では、令和3年度から庁内の検討会を立ち上げ、自治会等の負担軽減をどのように図っていくかなどについて検討しているところです。

今後、行政としてどのように町内会に対して関わりながら支援していくことができるか、各町内会長の方々の御意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていきたいと考えています。

No.	4	標 題	通学路の草刈りについて
-----	----------	--------	--------------------

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

所管課等	建設課、教育総務課
<p>《市民のこえ》</p> <p>二子沢から下山口までの小学生通学路について、二子沢部落会で5月と7月年2回草刈りを行っていますが、夏休みが終わるころには草がのびてしまいます。子どもたちの安全を考え、できる限りの活動はしていますが、部落の負担が大きくなっていますので、草の生育状況に応じ草刈りをお願いします。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>山口地域の皆様におかれましては、市道の美化活動に御協力いただいていることに感謝申し上げます。</p> <p>道路の除草については、道路パトロールにより状況を確認しながら実施しているところですが、対応路線が多いこともあり、歩行者や車両が多く行きかい、伸びた草が通行の支障となる路線を優先的に実施しています。</p> <p>作業を依頼する業者との調整もあり、お時間をいただく場合もありますが、通行に支障が出るような箇所につきましては適時草刈り等の対応を行ってまいりますので、情報提供をお願いします。</p> <p>今後も、地域の皆様方との協働で、市道の維持管理を行っていきたいと考えていますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。</p>	

No.	5	標 題	山口西工業団地周辺交通安全の確保及び道路整備に関して
所管課等	生活環境課、産業立地室、建設課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>山口西工業団地の工場誘致も決定し、現在工場建設が行われています。これから工場が完成し稼働となりますと、多くの従業員の通勤で周辺の道路が混雑すると思われる。交通量が増えると交通事故も増えると考えられますが、どのような対策をお考えかお聞かせください。</p> <p>交通量を緩和する為には、道路の整備が不可欠だと思っておりますが「県道荒谷原崎線」及び「天童・東根・村山線」などの周辺道路において、県・市の整備計画並びに進捗状況についても伺います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>工業団地内に立地する企業側に対し、トラック等の大型車だけでなく、従業員の通勤車両も集落外の幅の広い道路を通行していただくようお願いしていきます。</p> <p>また、山口西工業団地へのアクセスの向上や周辺道路を含めた安全対策としまして、御提言のとおり県道荒谷原崎線の交差点改良の要望や、市道天童東根線の整備を進めています。</p> <p>「県道荒谷原崎線」につきましては、担当している県村山総合支庁が「令和元年度からみちづくり調査費による事業化に向けた準備を進めてきており、来年度の新規事業採択に向け本庁に強く予算要望しています。」という回答をいただいています。早期事業着手に向けて、引き続き重要事業として要望していきます。</p> <p>「天童・東根・村山線」の一部であります「市道天童東根線」につきましては、今年度は、乱川に架かる橋梁の道満側の橋台及び護岸の整備を予定しています。早</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

期完成に向けて努めていきますので、御協力と御理解をお願いします。

企業が立地し、周辺道路の整備が完了した後も、道路管理者や警察とも連携しながら交通量に応じた安全対策を講じるなどし、周辺住民の安全確保を図っていきます。

No.	6	標 題	山口なでしこ認定こども園の現在の状況について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年の4月から山口児童館が認定こども園になりました。以前は、地域の代表として、入園式などに呼ばれ、状況などを聞く機会がありましたが、コロナ過となり式典等に呼ばれなくなったこと、また、運営母体が変わり情報発信の対象が保護者のみとなっているようで、地域にある保育所ではありますが、地域住民は何もわからない状況にあります。</p> <p>入所人数、運営状況、行事等、なでしこ認定こども園の運営全般について状況をお聞かください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>本年4月に山口児童館から認定こども園に移行した天童なでしここども園については、学校法人羽陽学園の運営の下、半年以上が経過しました。</p> <p>現在こども園には、0歳児クラスから5歳児クラスまで、25名の児童が入所しており、改修し新しくなった園舎で元気に過ごしています。</p> <p>行事については、6月は天童高原に遠足、9月は初の保育参観を行いました。3、4、5歳児クラスは、市立山口公民館で天童若松焼を作りました。10月には、年長児とその保護者でのミニ運動会を行いました。また、最上川ふるさと総合公園に親子遠足にも行きました。</p> <p>天童なでしここども園は、地域に根ざした園を目指しており、市立山口公民館で行われている山口公民館フェスティバルにおいて、園児が作った作品等を展示していただいておりますが、昨今のコロナ禍により、地域の方々と直接の交流を持ってない現状を心苦しく思っているとのことです。</p> <p>地域の方々にこども園のことをもっと身近に感じてもらうため、こども園のパンフレットを市立公民館に設置しており、今後はこども園だより等も地域に回覧していきたいと考えているようです。</p> <p>なお、園の活動につきましては、天童なでしここども園のホームページにも載せているので、是非御覧いただきたいとのことです。</p> <p>天童なでしここども園が地域に根ざした園になるよう、今後とも支援を続けていきます。</p>			

No.	7	標 題	獣害対策の状況について
所管課等		農林課	

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

《市民のこえ》

昨年の冬以降、山口地区全域で何度か農作物等の被害があったことは認識していますが、以前に比べ被害自体は減っていると思っています。以前はイノシシが列をなして一直線に突っ込んでくるような状況でありましたが、最近はそのような光景を見ることもなく、ビニールハウス内で死骸が発見されたり、道端をフラフラしながら歩いている様子など、どちらかという弱っている害獣の姿を見かけることが多くなりました。

干布地区、津山地区では豚熱に感染したイノシシが見つかっており、山口地区でも保健所に検査を依頼したことがあります。豚熱には感染していない旨の報告を受けた経過があるものの、その影響ではないかと考えているところです。

山口地区ではこのような状況であると認識していますが、市では獣害についてどのように現状を認識しているのか、併せて今後の対策方針をお伺いします。

また、東根市にある農地で稲作をしている天童市民が、獣害対策のため捕獲檻を設置したが、天童市と東根市が協定を結んでいないため、東根市側から檻を撤去するよう申し出があり、すぐに捕獲檻を撤去したことがありました。害獣駆除ができる人間は、市長が任命することができるものの、活動範囲は市内のみで市外での駆除等は市町村間の協定が必要であると認識しています。現在の近隣市との獣害対策の協定締結状況をお聞かせください。

＜回答及び対応状況＞

豚熱の感染状況については、令和2年12月に小国町で捕獲されたイノシシの件を皮切りに、県内での感染が拡大し、市内においても昨年11月に捕獲されたイノシシから初めての感染が確認されました。今年2月に確認された件を最後に市内での感染は確認されていませんが、御承知のとおり豚熱の影響でイノシシの生息数は減少していると思われます。イノシシによる獣害は減っていくため嬉しい反面、養豚業への打撃が懸念されますので、捕獲活動と家畜への防疫対策を併せて進めていく必要があると考えています。また、数年後にはイノシシ生息数は増えていくことが考えられますので、引き続き電気柵の普及や捕獲者への支援を切れ目なく実行していきます。

次に、捕獲用の檻の設置についてですが、捕獲用の檻の設置を含めて市として有害捕獲活動を行う場合は、原則として行政区域内に限られます。例外として、本来有害捕獲活動をすべき実施主体が、人員不足などの理由で対応が困難な場合などに限り、区域外の自治体との協議により行政区域外でも有害捕獲活動を実施することが可能となっています。

したがって、今回の事例では、まずは東根市に対して駆除対応を依頼していただくことが必要です。東根市において捕獲従事者を確保できないなど対応が困難な状況であれば、協議に基づき本市からの応援という形で天童市の実施隊員が東根市内の農地に檻を設置することが可能となります。

市外の農地における農作物被害等でお困りの場合は、まずは農地のある自治体へ御相談頂くか、または本市の農林課まで御連絡下さい。

No.	8	標 題	放任農地についてどう考えるか
-----	---	--------	----------------

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

所管課等	都市計画課、農業委員会
<p>《市民のこえ》</p> <p>獣害対策の状況に関連する質問として、放任農地・空き家についてどのように考えているかお聞かせください。下山口地区で小学生の通学路になっている区域に放任農地があります。実際に被害が確認されており、小学生の通学路であることに加え、近隣には民家もあり不安を感じています。今年度に入って市の担当課に相談していますが、その後改善はみられてない状況です。農地の所有者が認知症になった場合や、介護施設に入所した場合などは対応が非常に困難であることはわかりますが、住民の安全を考え、強制的に農地整備を執行できるようにすることなど、市の考えをお聞かせください。</p> <p>また、山口地区でも空き家が増えており、ハクビシンなどの住処になってしまい農作物をはじめとした被害が確認されていますので、空き家対策についても併せて考えをお伺いします。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>草刈り等の管理が不十分な農地については、随時所有者等に必要な対応を促すとともに、地区担当農業委員と情報を共有し、早期の解決に努めています。</p> <p>また、毎年7月から8月にかけて遊休農地実態調査を実施しています。遊休農地は、所有者等の意向を確認しながら、原則、所有者等の責任で健全な農地へ復旧していただくこととなります。</p> <p>なお、遊休農地が周辺地域の営農条件に著しい支障を及ぼす場合等は、市は所有者等に対し、その支障の除去等の措置を命ずることができます。また、所有者等が命じられた措置を講じないときは、市がその支障の除去等の措置を講ずることができます。このように、法律上は行政代執行の仕組みが整備されていますが、執行できるケースは限定的であり、慎重な判断が必要です。</p> <p>空き家を含めた不動産は、所有者や相続人などの管理者が適正に維持管理すべきものですので、管理の行き届いていない物件があった際は、市では、管理者の所在を調査した上で、管理者に対し、適正な管理についてのお願いや指導を文書、電話連絡、訪問により実施しています。</p> <p>今後も、管理が不全な空き家の管理者に対し、適切に指導していきたいと考えていますので、お困り事がありましたら、市に御相談ください。</p>	

No.	9	標 題	予約制乗合タクシー「ドモス」について
所管課等		社会福祉課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>山口地区の問題点の一つは、交通手段がないと暮らせないということです。運転できなくなった時のことを考えると、ドモスのさらなる利便性の向上をお願いしたいと思います。せめて、個人の病院が開院している土曜日は、運行していただきたいです。</p> <p>また、福祉バスは、地域カフェを再開したときには、各分館を経由して送迎していただけるということです。地域カフェを楽しんでいきたいと考えていますので、</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

送迎をよろしく申し上げます。

<回答及び対応状況>

山口地区に限らず、天童市全体において高齢者の交通手段の確保は大きな課題となっています。

ドモスの土曜日運行については現在のところ導入予定はありませんが、運行事業者等と相談しながら、より利用しやすいような方法を考えていきたいと思えます。